

奈良市公報

号外第12号

平成23年6月20日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

規 則

○奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則を廃止する規則	1
○奈良市グリーンホール条例施行規則の一部を改正する規則	1
○奈良市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則	2
○奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
○奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	5
○奈良市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	5
○奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則	5
○奈良市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則	5
○奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則	6
○奈良市保健所・教育総合センター条例の施行期日を定める規則	8
○なら奈良館条例施行規則を廃止する規則	8
○奈良市保健センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	8
○奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則	8
○奈良市消防局の組織に関する規則等の一部を改正する規則	9
○奈良市保健所・教育総合センター条例施行規則	9
○奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	10
○奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則	12
○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	13
○奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	13
○公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	14
○奈良市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則	14
○奈良市退職手当審査会規則の一部を改正する規則	14

規 則

奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年3月22日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第3号

奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則を廃止する規則

奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則（昭和46年奈良市規則第36号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則の廃止に伴う経過措置)
- 2 失効前の奈良市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年奈良市条例第22号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた医療費の助成については、この規則による廃止前の奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則第5条並びに別記第3号様式及び第4号様式の規定は、この規則の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

（平成23年3月22日掲示済）

奈良市グリーンホール条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月22日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第4号

奈良市グリーンホール条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市グリーンホール条例施行規則（平成16年奈良市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「14日」を「4週間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市グリーンホール条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に受け付ける申請書について適用し、同日前に受け付けた申請書については、なお従前の例による。

(平成23年3月22日掲示済)

奈良市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第5号

奈良市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

奈良市社会福祉審議会規則(平成14年奈良市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(分科会及び審査部会の会議)

第4条 分科会及び審査部会の会議については、審議会の会議の例による。

第6条を第7条とし、同条の前に次の1条を加える。

(審査部会の会議の特例)

第6条 部会長が、緊急やむを得ないと認めたときは、審査部会に属する委員及び臨時委員に対し書面により意見を求めるこことにより会議の開催に代えることができる。

附 則

この規則は、平成23年4月21日から施行する。

(平成23年3月30日掲示済)

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第6号

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年奈良市規則第40号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則

第1条中「奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例」を「奈良市子ども医療費の助成に関する条例」に改める。

第3条第1項中「奈良市乳幼児医療費受給資格証交付等申請書」を「奈良市子ども医療費受給資格証等交付等申請書」に改める。

第4条第1項中「乳幼児医療費受給資格証(別記第2号様式。以下)を「次に掲げる子どもの区分に応じ、当該各号に掲げる医療費受給資格証(以下)に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 乳幼児 乳幼児医療費受給資格証(別記第2号様式)

(2) 就学児(児童に限る。) 子ども医療費受給資格証(別記第3号様式)

(3) 就学児(児童を除く。) 子ども医療費受給資格証(別記第3号様式の2)

第4条第2項中「当該乳幼児が6歳に達する日以後の最初の3月31日」を「次に掲げる資格証の区分に応じ、当該各号に定める日」に改め、次の各号を加える。

(1) 前項第1号に規定する資格証 当該乳幼児が6歳に達する日以後の最初の3月31日

(2) 前項第2号に規定する資格証 当該就学児(児童に限る。)が12歳に達する日以後の最初の3月31日

(3) 前項第3号に規定する資格証 当該就学児(児童を除く。)が15歳に達する日以後の最初の3月31日

第4条の2中「場合の」を「子どもの」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 乳幼児 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 外来療養である場合 500円

イ 入院療養である場合 1,000円(14日未満の入院療養である場合は、500円)

(2) 就学児 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 外来療養である場合(児童に限る。) 1,000円

イ 入院療養である場合 2,000円(14日未満の入院療養である場合は、1,000円)

第5条中「奈良市乳幼児医療費受給資格証交付等申請書」を「奈良市子ども医療費受給資格証等交付等申請書」に、「奈良市乳幼児医療費助成金交付請求書」を「奈良市子ども医療費助成金交付請求書」に改める。

第6条第1項中「奈良市乳幼児医療費受給資格証再交付申請書」を「奈良市子ども医療費受給資格証等再交付申請書」に改める。

第7条中「奈良市乳幼児医療費助成変更届」を「奈良市子ども医療費助成変更届」に改め、同条第1号中「乳幼児」を「子ども」に改め、同条第2号中「奈良市乳幼児医療費受給資格証交付申請書」を「奈良市子ども医療費受給資格証等交付等申請書」に改める。

第9条中「乳幼児医療費受給者台帳」を「子ども医療費受給者台帳」に改める。

別記第1号様式中「奈良市乳幼児医療費受給資格証交付等申請書」を「奈良市子ども医療費受給資格証等交付等申請書」に、「奈良市乳幼児医療費受給資格証の」を「奈良市子ども医療費受給資格証等の」に、「乳幼児医療費助成

金」を「子ども医療費助成金」に、
 を に、「乳幼児の」を「子どもの」に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第4条関係)

子ども医療費受給資格証

(单)

入院のみ

公費負担者番号						
受給者番号						
受給者	住 所					

受給者	住 所					

有効期間	年 月	年 月	日から 日まで

発行機関	名 印	及 び	年 月 日

交付年月日	年 月 日	年 月 日

(注) 奈良県外で受診する場合は、自己負担額を支払う際、領収書を受け取って市窓口へ直接申請してください。この証は、入院のみ有効です。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2(第4条関係)

子ども医療費受給資格証

(单)

入院のみ

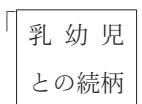
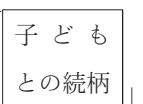
公費負担者番号						
受給者番号						
受給者	住 所					
受給者	姓 名					
受給者	生 年 月 日					
有効期間	年 月	年 月	日から 日まで			
発行機関	名 印	及 び	年 月 日			
交付年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日			

別記第4号様式中「奈良市乳幼児医療費助成金交付請求書」を「奈良市子ども医療費助成金交付請求書」に改める。

別記第5号様式中「奈良市乳幼児医療費受給資格証再交付申請書」を「奈良市子ども医療費受給資格証等再交付申

請書」に、をに改める。

別記第6号様式中「奈良市乳幼児医療費助成変更届」を「奈良市子ども医療費助成変更届」に、「乳幼児氏名」を

「子ども氏名」に、をに改め
る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市子ども医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 新規則第4条第1項に規定する資格証の交付申請、更新申請及び交付は、施行日前においても行うことがある。

4 この規則の施行の際、現に作成されている乳幼児医療費受給者台帳は、新規則第10条の規定により作成された子ども医療費受給者台帳とみなす。

5 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成23年3月30日掲示済)

奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第7号

奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則（昭和48年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

第1条中「奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例」を「奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」に改める。

第3条第1項中「奈良市母子家庭医療費受給資格証交付（更新）等申請書」を「奈良市ひとり親家庭等医療費受給

資格証交付（更新）等申請書」に改める。

第4条第1項中「母子医療費受給資格証」を「ひとり親家庭等受給資格証」に改める。

第5条の2及び第6条第1項中「奈良市母子医療費受給資格証交付（更新）等申請書」を「奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）等申請書」に、「奈良市母子医療費助成金交付請求書」を「奈良市ひとり親家庭等医療費助成金交付請求書」に改める。

第7条第1項中「奈良市母子医療費受給資格証再交付申請書」を「奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書」に改める。

第8条中「奈良市母子医療費助成変更届」を「奈良市ひとり親家庭等医療費助成変更届」に改め、同条第2号中「奈良市母子医療費受給資格証交付（更新）等申請書」を「奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）等申請書」に改める。

第10条中「母子家庭医療費受給者台帳」を「ひとり親家庭等医療費受給者台帳」に改める。

別記第1号様式中「奈良市母子医療費受給資格証交付（更新）等申請書」を「奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証交付（更新）等申請書」に、「母子医療費受給資格証の」を「ひとり親家庭等医療費受給資格証の」に、「母子医療費助成金」を「ひとり親家庭等医療費助成金」に、「母等」を「父母等」に、「女子」を「者」に、「夫」を「配偶者」に、「未婚の母」を「未婚の父母」に改める。

別記第2号様式中「母子医療費受給資格証」を「ひとり親家庭等医療費受給資格証」に改める。

別記第3号様式中「奈良市母子医療費助成金交付請求書」を「奈良市ひとり親家庭等医療費助成金請求書」に改める。

別記第4号様式中「奈良市母子医療費受給資格証再交付申請書」を「奈良市ひとり親家庭等医療費受給資格証再交付申請書」に改める。

別記第5号様式中「奈良市母子医療費助成変更届」を「奈良市ひとり親家庭等医療費助成変更届」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

3 新規則第4条第1項に規定するひとり親家庭等医療費受給資格証の交付申請、更新申請及び交付は、施行日前においても行うことがある。

4 この規則の施行の際、現に作成されている母子家庭医療費受給者台帳は、新規則第10条の規定により作成されたひとり親家庭等医療費受給者台帳とみなす。

5 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈

良母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成23年3月30日掲示済)

奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第8号

奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市老人福祉センター条例の一部を改正する条例(平成22年奈良市条例第39号)附則ただし書に規定する改正規定の施行期日は、平成23年4月8日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成23年3月30日掲示済)

奈良市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第9号

奈良市保健所条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市保健所条例の一部を改正する条例(平成22年奈良市条例第51号)の施行期日は、平成23年4月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成23年3月30日掲示済)

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第10号

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則(昭和48年奈良市規則第53号)の一部を次のように改正する。

第13条の15第3項中「第4条の16」を「第4条の16第1項」に改める。

第13条の23中「第15条の7第1項」を「第15条の8第1項」に改める。

第13条の24中「第19条の10第3項」を「第19条の11第3項」に改める。

第14条の12第1項を削り、同条第2項中「許可証」を「省令第10条の2、第10条の6、第10条の14又は第10条の18に規定する許可証(以下この条において「許可証」という。)」に、「産業廃棄物処理業(特別管理産業廃棄物処理

業)許可証書換え(再)交付申請書」の次に「(別記第41号様式)」を加え、同項を同条第1項とし、同条中第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第14条の13第1項中「第15条の2の3」を「第15条の2の4」に改め、同条第2項中「第12条の7の5において準用する省令第4条の10第2項」を「第12条の7の8第2項」に改め、同条第3項中「第12条の7の5において準用する省令第4条の16」を「第12条の7の14第1項」に改める。

第14条の15中「第12条の7の7第2項」を「第12条の7の17第2項」に改める。

第14条の16中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改める。

第14条の17中「第15条の7第1項」を「第15条の8第1項」に改める。

第14条の18中「第19条の10第3項」を「第19条の11第3項」に改める。

第30条中「環境清美部企画総務課」を「企画総務課」に改める。

別記第28号様式中「しゅん功」を「しゅん工」に改める。

別記第29号様式中「第12条の7の5において準用する場合を含む。」を「第12条の7の8第1項」に改める。

別記第30号様式中「第4条の10第1項(第12条の7の5において準用する場合を含む。)」を「第4条の10第1項(第12条の7の8第1項)」に、「同条第2項(第12条の7の5において準用する場合を含む。)」を「同条第2項(第12条の7の8第2項)」に改める。

別記第31号様式中「第15条の2の3」を「第15条の2の4」に改める。

別記第40号様式中「第19条の10第3項」を「第19条の11第3項」に改める。

別記第41号様式の2中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改める。

別記第41号様式の3中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第13条の23、第13条の24、第14条の17、第14条の18並びに別記第28号様式及び第40号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成23年3月30日掲示済)

奈良市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第11号

奈良市浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

奈良市浄化槽法施行細則(平成14年奈良市規則第60号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号を次のように改める。

(5) 浄化槽(建築基準法(昭和25年法律第201号)第68

条の10の規定による型式適合認定等を受けた浄化槽で、その認定書を添付したものと除く。次号において同じ。)の設計計算書及び構造計算書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成23年3月30日掲示済)

奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第12号

奈良市男女共同参画センター条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市男女共同参画センター条例施行規則(平成14年奈良市規則第108号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号を次のように改める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月28日から翌年1月4日まで

第4条第3項を次のように改める。

3 前2項の申請の受付は、使用しようとする日(引き続

き2日以上使用しようとする場合は、その最初の日をいう。以下「使用日」という。)前8週間(条例第3条第2項に規定する文化活動等のために使用しようとする場合は、4週間)に当たる日(その日が休館日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休館日でない日)から使用日の前日(夜間、午後・夜間又は全日使用しようとする場合は、使用日前5日に当たる日)(その日が休館日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休館日でない日)までの間において行う。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。第6条第1項中「(条例別表の2の表に規定する施設を使用する場合にあっては6日)」を削る。

第7条の2中「別表の4」を「別表の3」に改める。

第10条第1項第2号中「大会議室、パソコン室、視聴覚室、ギャラリー」を「会議室、大会議室、和室、プレイルーム」に、「30日」を「7日」に改め、同項第3号を削り、同項第4号中「30日(会議室及びプレイルームにあっては7日)」を「7日」に改め、同号を同項第3号とする。

別表中「・視聴覚室」を削り、同表備考第1項中「3の表」を「2の表」に改め、同表備考第2項を削り、同表備考第3項中「から3の表」を「及び2の表」に改め、同項を同表備考第2項とする。

別記第1号様式中

使 用 時 間 等	会議室等	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	ギャラリー	1日間	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間
	調理室	~			~		
使 用 人 数	人						

使 用 時 間 等	会議室等	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
	調理室	~			~		
使 用 人 数	人						

使 用 料	会議室等	円
	附属設備 (別紙明細書のとおり)	円
	合計	円

使 用 料	会議室等	円	備 考
	附属設備 (別紙明細書のとおり)	円	に
	合 計	円	

改める。

別記第3号様式中

使 用 時 間 等	会議室等	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
		～	～	～	～	～	～
ギャラリー	1日間	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間	
調理室		～			～		
使 用 人 数	人						

使 用 時 間 等	会議室等	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
		～	～	～	～	～	～
ギャラリー	1日間	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間	
調理室		～			～		
使 用 人 数	人						

改める。

別記第4号様式中

使 用 時 間 等	会議室等	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
		～	～	～	～	～	～
ギャラリー	1日間	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間	
調理室		～			～		

使 用 時 間 等	会議室等	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	全 日
		～	～	～	～	～	～
ギャラリー	1日間	2日間	3日間	4日間	5日間	6日間	
調理室		～			～		

改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年3月30日掲示済)

奈良市保健所・教育総合センター条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第13号

奈良市保健所・教育総合センター条例の施行期日を定める規則

奈良市保健所・教育総合センター条例（平成22年奈良市条例第50号）の施行期日は、平成23年4月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成23年3月30日掲示済)

なら奈良館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第14号

なら奈良館条例施行規則を廃止する規則

なら奈良館条例施行規則（平成12年奈良市規則第72号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(平成23年3月30日掲示済)

奈良市保健センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成23年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第15号

奈良市保健センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

奈良市保健センター条例の一部を改正する条例（平成22年奈良市条例第52号）の施行期日は、平成23年4月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
(平成23年3月30日掲示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第16号

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和41年

奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2第7級の項第12号中「女子の外貌」を「外貌」に改め、同表第9級の項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

16 外貌に相当程度の醜状を残すもの

別表第2第12級の項第14号中「男子の外貌に著しい」を「外貌に」に改め、同項第15号を削り、同表第14級の項第10号を削る。

別表第4常時介護を要する状態の項中「104,730円」を「104,530円」に、「56,790円」を「56,720円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「52,370円」を「52,270円」に、「28,400円」を「28,360円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 奈良市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年奈良市条例第13号。以下「条例」という。）第5条第3項に規定する非常勤消防団員等（以下「非常勤消防団員等」という。）が公務により、若しくは消防作業若しくは水防（以下「消防作業等」という。）に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に施行日前に変更があったときに存した障害に係る奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則別表第2の規定の適用については、なお従前の例による。

3 非常勤消防団員等が施行日前に公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合（施行日以後に条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があった場合又は条例第12条第4項に規定する場合において同項の遺族補償年金を受ける権利を有する妻が同項第2号に該当するに至ったときを除く。）又は施行日前に条例第16条第2号に該当することとなった場合における当該非常勤消防団員等の遺族の障害の状態の評価については、なお従前の例による。

4 非常勤消防団員等が公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、負傷し、若しくは疾病にかかり、平成22年6月10日から施行日の前日までの間に治ったとき、又は障害補償年金を受ける者の当該障害補償年金に係る障害の程度に当該期間において変更があったときに存した障害（この規則による改正前の奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則（以下「旧規則」という。）別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）については、附則第2項の規定にかかわらず、それぞれ当該負傷若しくは疾病が治った日又は当該変更があった日から、この規則による改正後の奈良市消防団員等公務災害

補償条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第2の規定を適用する。

5 非常勤消防団員等が平成22年6月10日から施行日の前日までの間に公務により、若しくは消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより、死亡した場合若しくは当該期間において条例第16条第2号に該当することとなった場合であって、当該非常勤消防団員等の遺族に障害を有する者があるときにおける当該遺族の障害（旧規則別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）又は当該期間において条例第11条第1項第4号の夫、子、父母、孫、祖父母若しくは兄弟姉妹の障害の状態に変更があったときに存した障害（旧規則別表第2第12級の項第14号又は第14級の項第10号に該当するものに限る。）の状態の評価については、附則第3項の規定にかかわらず、それぞれ当該非常勤消防団員等が死亡した日又は当該変更があった日から新規則別表第2の規定を適用する。

6 新規則別表第4の規定は、平成23年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

（平成23年3月31日掲示済）

奈良市消防局の組織に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第17号

奈良市消防局の組織に関する規則等の一部を改正する規則

（奈良市消防局の組織に関する規則の一部改正）

第1条 奈良市消防局の組織に関する規則（昭和58年奈良市規則第42号）の一部を次のように改正する。

第2条 災害対策室の部分中「消防課 指揮救助隊」「消防課 指揮救助隊」を「指揮支援隊」に改める。

第4条第2項第6号を次のように改める。

（6）指揮支援隊に関すること。

第4条第2項第7号から第11号までを削り、同項第12号中「の出動」を削り、同号を同項第7号とし、同項第13号中「の派遣」を削り、同号を同項第8号とし、同項第14号を第9号とし、同條に次の1項を加える。

3 指揮支援隊においては、次の事務をつかさどる。

（1）災害現場の指揮支援に関すること。

（2）災害現場の安全管理及び現場指揮体制の調査研究に関すること。

（3）災害現場の情報収集及び現場広報に関すること。

（4）災害の警戒及び防除に関すること。

（5）消防活動技術の研究に関すること。

（6）火災防御検討会に関すること。

（7）警防計画及び訓練に関すること。

第8条第12項中「隊長」を「指揮救助隊長」に、「及

び主査」を「、指揮支援隊長及び主査」に、「主任」を「指揮支援副隊長及び主任」に改め、「又は消防士長」を削る。

第9条第8項中「隊長」を「指揮救助隊長」に改め、同條第11項中「主査」を「指揮支援隊長及び主査」に改め、同條第12項中「主任」を「指揮支援副隊長及び主任」に改める。

（奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則の一部改正）

第2条 奈良市消防職員の区分及び消防吏員の階級に関する規則（昭和44年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表消防司令長の項中「隊長」を「指揮救助隊長」に改め、同表消防司令の項中「主査、消防署長補佐」を「指揮支援隊長及び主査並びに消防署長補佐、主査」に改め、同表消防司令補の項中「消防署」を「消防局の指揮支援副隊長並びに消防署」に改め、「係長及び困難な業務を処理する」を削り、同表消防士長の項中「主任並びに」を削る。

（奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部改正）

第3条 奈良市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和41年奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式及び第2号様式中

係長	主任	係
----	----	---

」を

課長	補佐	主任
----	----	----

に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年3月31日掲示済）

奈良市保健所・教育総合センター条例施行規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第18号

奈良市保健所・教育総合センター条例施行規則
(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市保健所・教育総合センター条例（平成22年奈良市条例第50号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（駐車場の開場時間及び休場日）

第2条 駐車場の開場時間及び休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、開場時間及び休場日を変更し、又は臨時に休場することがある。

（1）開場時間 午前7時30分から午後9時まで

（2）休場日 12月29日から翌年1月3日まで

（利用方法）

第3条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）

は、自動車を駐車場に入庫させる際に駐車券の交付を受け、当該自動車を駐車場から出庫させる際に当該駐車券を提出しなければならない。

(駐車料金の納付)

第4条 利用者は、自動車を駐車場から出庫させる際に駐車料金を納付しなければならない。

(駐車料金の不徴収)

第5条 条例第11条第3号の規則で定める自動車は、次のとおりとする。

- (1) 駐車場の管理業務に携わる者が当該業務を行うため使用する自動車
- (2) 国又は地方公共団体の職員が駐車場の施設その他公共施設を調査研究するため使用する自動車
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者でその障害の級別が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までであるもの又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けた者が乗車している自動車
- (4) その他市長が定める自動車

(駐車券を紛失した場合の手続)

第6条 利用者は、駐車券を紛失したときは、直ちに運転免許証を提示し、必要事項を係員に届け出て、その指示に従わなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理に関する必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（平成23年3月31日掲示済）

奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第19号

奈良市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の育児休業等に関する規則（平成4年奈良市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の2条を加える。

(条例第2条第3号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員)

第1条の2 条例第2条第3号ア(ウ)の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とし、同号ア(ウ)に掲げる非常勤職員に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(条例第2条の2第3号イの規則で定める場合)

第1条の3 条例第2条の2第3号イの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号イに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) 条例第2条の2第3号イに規定する当該子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の2第3号イに規定する当該子を養育している当該子の親である配偶者（届出しないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の傷害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

第2条第1項中「により」の次に「行い、条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求する場合を除き」を、「1月」の次に「（条例第2条の2第3号に掲げる場合にあっては、2週間）」を加え、同条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、非常勤職員が条例第3条第7号に掲げる事情に該当して育児休業の承認を請求した場合は、この限りでない。

第3条中「前条」を「前条第1項及び第2項本文」に改める。

第4条中「第2条第2項」を「第2条第2項本文」に改める。

第6条の3の次に次の1条を加える。

(条例第10条第2号の規則で定める非常勤職員)

第6条の4 条例第10条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとし、同号に掲げる非常勤職員に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

第7条第2項中「第2条第2項」を「第2条第2項本文」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第2条関係)

(表)
育児休業承認請求書

		年　月　日		
様		所属		
		請求者		
		氏名	印	
次のとおり育児休業の承認を請求します。				
1 請求に係る子	氏名			
	続柄			
	生年月日	年　月　日生		
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長			
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業 <input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長			
	〔再度の育児休業、再度の育児休業期間の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子の 育児休業が必要な事情を記入〕			
3 請求期間	年　月　日から	年　月　日まで		
4 既に育児休業 をした期間	年　月　日から	年　月　日まで		
	年　月　日から	年　月　日まで		
5 配偶者	氏名			所属長認印
	育児休業の期間	年　月　日から	年　月　日まで	
6 備考				

(裏)

記入上の注意

- 1 この請求書（非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものは除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付してください。（写しでも可）。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子の育児休業」とは、奈良市職員の育児休業等に関する条例（平成4年奈良市条例第7号。以下「条例」という。）第2条の2第3号に掲げる場合に該当してする育児休業をいいます。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、出産予定日を確認できる書類（医師又は助産師が発行する証明書（写しでも可）、母子健康手帳の当該事項の記載の写しなどのいずれか）を添付してください。また、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行ってください。
- 4 非常勤職員の任期の更新等に伴う再度の育児休業をしようとする場合は、所属、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入してください。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子の育児休業又は1歳6か月までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の2第2号又は第3号に掲げる場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入してください。
- 6 「6 備考欄」には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合（当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員（当該期間内に産後休暇（奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成6年奈良市規則第59号）別表第2第8項又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第2項に掲げる場合における休暇をいう。）により勤務しなかった職員を除く。）が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。）、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入してください。
- 7 該当する□にはレ印を記入してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市職員の育児休業等に関する規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成23年3月31日掲示済)

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第20号

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則（平成2年奈良市規

則第27号）の一部を次のように改正する。

第15条の2第2項中「第5号」を「第7号」に改め、同項第5号中「この号」の次に「及び次号」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 要介護者の介護をする非常勤嘱託職員が、当該介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態にある間において連続する93日（当該状態となつた日前において当該非常勤嘱託職員が当該要介護者についてこの号の休暇を使用したことがある場合にあっては、93日からその使用状況を考慮して任命権者が定める日数を差し引いた日数）の範囲内の期間

別表第3中

第4年度	7日	を
第4年度	8日	に

改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日掲示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第21号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則(昭和41年奈良市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第19条中第5項を削り、第6項を第5項とする。

第22条第1項第1号中「勤務時間等規則」を「奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成6年奈良市規則第59号。以下「勤務時間等規則」という。)」に改める。

別表第1市長の事務部局の項中「部長 公室長」を「部長」に、「図書館長 環境清美工場長」を「環境清美工場長」に、「JR奈良駅周辺開発事務所長 西大寺南区画整理事務所長」を「JR奈良駅周辺整備事務所長 西大寺駅周辺整備事務所長」に、「職務の級7級の主幹 秘書課政策調整室長の職務」を「職務の級7級の主幹」に、「保育園長」を「保育園長 都祁保健センター所長」に、「主査

室長補佐」を「主査」に改め、同表教育委員会の事務部局の項中「職務の級7級の主幹 学校教育課教育センター準備室長」を「職務の級7級の主幹」に、「室長補佐 主査」を「主査」に改め、同表学校その他の教育機関の項を次のように改める。

学校	教育センター所長 教育センター次長	85,700円	10,000円	100分の18
その他の教育機関	高等学校事務長 図書館長	74,800円	8,000円	100分の15
	主査	50,500円	4,000円	100分の10

別表第1消防の項中「主査」を「主査 指揮支援隊長 中隊長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年3月31日掲示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第22号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「この項」を「この項及び第2項」に、「12月(その者の経験年数のうち5年を超える経験年数(」を「18月(」に、「の月数にあつては、18月)で除した数」を「で除した数」に改める。

同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 新たに職員となつた者のうち民間における企業体の職員、国家公務員又は地方公務員等の職歴を5年以上有する者を対象に行う試験の結果に基づいて職員となつた者の給料月額は、基準号給の号数に、11に前項第1号に規定する経験年数のうち5年を超える分の月数を12で除した数に4を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)を加えた数を加えて得た号数とする号給とすることができる。

第17条第2項中「において」の次に「、第14条第2項」を加える。

別表第1の5級の項中「4 保育園副園長の職務」を「4 保育園副園長の職務

5 小隊長又は副小隊長の職務 に改め、同表6級の項

6 指揮支援副隊長の職務 」

から9級の項までを次のように改める。

6 級	1 課長補佐の職務 2 所長補佐の職務 3 主査の職務 4 保育園長の職務 5 都祁保健センター所長の職務 6 消防署長補佐、中隊長又は消防分署長の職務 7 指揮支援隊長の職務 8 選挙管理委員会事務局次長の職務 9 農業委員会事務局次長の職務
7 級	1 課長の職務 2 所長の職務 3 主幹の職務 4 消防署長の職務 5 消防副署長の職務 6 市民サービスセンター所長の職務 7 図書館長の職務 8 文化財防災官の職務 9 指揮救助隊長の職務
8 級	1 部長の職務 2 部次長の職務 3 理事の職務 4 参事の職務 5 室長の職務 6 相当の経験を有する課長の職務 7 相当の経験を有する所長の職務 8 相当の経験を有する主幹の職務

	9 出張所長の職務 10 行政センター所長の職務 11 相当の経験を有する消防署長の職務 12 埋蔵文化財調査センター所長の職務 13 高等学校事務長の職務 14 教育センター所長の職務 15 教育センター次長の職務 16 相当の経験を有する図書館長の職務 17 消防副局長及び消防危機統制監の職務 18 選挙管理委員会事務局長の職務 19 監査委員事務局長の職務 20 農業委員会事務局長の職務 21 議会事務局次長の職務	平成23年3月31日 奈良市規則第24号 奈良市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則 奈良市職員分限懲戒審査委員会規則(昭和60年奈良市規則第49号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項第3号から第5号までを次のように改める。 (3) 有識者 (4) 副市長 (5) 法令遵守監察監 第2条第4項中「第2項第3号から第5号まで」を「第2項第4号及び第5号」に改める。 附 則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。 (平成23年3月31日掲示済)
9 級	1 法令遵守監察監の職務 2 危機管理監の職務 3 相当の経験を有する部長の職務 4 相当の経験を有する理事の職務 5 保健所長の職務 6 会計管理者の職務 7 消防長の職務 8 議会事務局長の職務	<hr/> 奈良市退職手当審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年3月31日 奈良市長 仲川元庸 奈良市規則第25号 奈良市退職手当審査会規則の一部を改正する規則 奈良市退職手当審査会規則(平成21年奈良市規則第56号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項第3号から第5号までを次のように改める。 (3) 有識者 (4) 副市長 (5) 法令遵守監察監 第2条第4項中「第2項第3号から第5号まで」を「第2項第4号及び第5号」に改める。 附 則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。 (平成23年3月31日掲示済)
	別表第2 職種の部薬剤師の項中「大学卒」を「大学6卒」と改める。	<hr/> 奈良市墓地条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年3月31日 奈良市長 仲川元庸 奈良市規則第26号 奈良市墓地条例施行規則の一部を改正する規則 奈良市墓地条例施行規則(昭和43年奈良市規則第64号)の一部を次のように改正する。 第4条の2に次のただし書きを加える。 ただし、年間使用料を口座振替の方法により徴収する場合は、この限りでない。 附 則 この規則は、平成23年7月1日から施行する。 (平成23年3月31日掲示済)
	別表第6 職種の部用務員の項及び同表備考第2項中「用務員」を「用務員及び保育園給食調理員」に改める。 附 則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。 (平成23年3月31日掲示済) <hr/> 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成23年3月31日 奈良市長 仲川元庸 奈良市規則第23号 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則(平成14年奈良市規則第65号)の一部を次のように改正する。 第2条中第7号を削り、第8号を第7号とする。 附 則 この規則は、平成23年4月1日から施行する。 (平成23年3月31日掲示済) <hr/> 奈良市職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。	<hr/> 奈良市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布

する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第27号

奈良市介護保険規則の一部を改正する規則

奈良市介護保険規則(平成12年奈良市規則第30号)の一

部を次のように改正する。

第7条中「介護保険(要介護認定・要支援認定)(要介護更新認定・要支援更新認定)(要介護変更認定・要支援変更認定)申請書」を「介護保険(要介護認定・要支援認定)【新規・更新・区分変更・転入】申請書」に改める。
別記第1号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第7条関係)

介護保険(要介護認定・要支援認定)申請書

【新規・更新・区分変更・転入】

(処理欄)

(あて先) 奈良市長

次のとおり、(要介護認定・要支援認定)を申請します。

申請年月日 年 月 日

申 請 者	住 所	〒 —	提出代行者	事業者番号							
	氏 名	電話() —		本人との続柄	(印)						

被 保 險 者	住 所	〒 —	被保險者番号									
	フリガナ		生年									
	氏 名	電話() —	月日	年 月 日	() 歳							
	認定調査先 (現在生活しているところ)	住所 〒 —	性別	男・女								
		入所・入院の場合はその医療機関等の名称	電話() —									
	変更申請の理由	1. 状態の悪化	2. 状態の改善	3. その他()								
	認定調査日時の連絡先	氏名	電話	勤務先・携帯等 日中連絡のつくところ	調査時の立会い	有・無						
		本人との続柄	() —	立会者氏名								
	前回の結果等	認定区分	要介護 1 2 3 4 5	要支援 1 2								
	有効期間	年 月 日から	年 月 日まで									

主 治 医 (かかりつけ医)	医療機関名		診療科目		医師名	
	所在 地	〒 —		前回受診日	年 月 日頃	
	電話() —		次回受診日	年 月 日頃		

第2号被保険者(40歳以上65歳未満の医療保険加入者)のみ記入してください。

※医療保険被保険者証等を提示してください。

医療保険者名		医療保険被保険者証	記号	番号
特定疾病名				

同意欄

本人氏名

(代筆者・続柄)

申請に当たって伝えたいことがあればお書きください。

(処理欄)

(注) 余白に本人から調査内容、判定結果及び主治医意見書を居宅介護支援事業者等に提示することの同意を求める内容を記載する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市介護保険規則別記第1号様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成23年3月31日掲示済)

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第28号

奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年奈良市規則第40号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削る。

(奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則(昭和48年奈良市規則第33号)の一部を次のように改
別記2(第20条関係)

正する。

第4条第3項を削る。

(奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 奈良市心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則(昭和47年奈良市規則第11号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成23年3月31日掲示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第29号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第27条中「年3.3パーセント」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣が定める率」に改める。

別記第5号様式中「請負者」を「受注者」に改める。

別記第6号様式中「奈良市長 様」を「(あて先)奈良市長」に、「請負者」を「受注者」に改める。

別記2を次のように改める。

工事請負契約書

1 工事名		工事
2 工事番号	第	号
3 工事場所	市	町 番地内
4 工期	自 年 月 日	至 年 月 日
5 請負代金額	金 円	(うち取引に係る消費税及び地方消費税の合計額金 円)
		〔()の部分は受注者が課税業者である場合に限り、記入してください。〕
6 契約保証金額	金 円	
		ただし、

現金金円
代用証券金円(内訳別紙明細書のとおり)

7 解体工事に要する費用等(別紙のとおり)

8 住宅建設瑕疵担保責任保険

(注) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第2条第4項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称並びに共同請負の場合のそれぞれの建設かし負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従つて誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帶して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

年　月　日

発注者 住所

氏名 奈良市

奈良市長

印

受注者 住所

氏名

印

(注) 受注者が共同企業体を結成している場合においては、受注者の住所及び氏名欄には、共同企業体の名称並びに共同企業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 この契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

10 この契約書は、日本国の法令に準拠するものとする。

11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。

12 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行つたものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合において、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、内訳書については、発注者が必要がない

と認めた場合は、これを省略することができる。

- 2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

(契約の保証)

第4条(A) 受注者は、この契約の締結と同時に、次に掲げる保証のいずれかを付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 請負代金額の変更があつた場合には、保証の額が変更後の請負代金額の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(注) 金銭による保証ではなく、役務による保証を必要とする場合にあつては、第4条は、次のとおりとする。

(契約の保証)

第4条(B) 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）を付きなければならない。

- 2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の10分の3以上としなければならない。

- 3 請負代金額の変更があつた場合には、保証金額が変更後の請負代金額の10分の3に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限

りでない。

- 2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第13条第2項の規定による検査に合格したもの及び第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第6条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を發揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第7条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となつている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第9条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）

- 3 発注者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び主任技術者等)

第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの人を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者 (建設業法(昭和24年法律第100号)
第26条第2項に該当する場合にあっては監理技術者、同条第3項に該当する場合にあっては専任の主任技術者又は監理技術者)

(3) 専門技術者 (建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。

4 受注者は、第2項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せし自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者 (建設業法第26条第2項に該当する場合にあっては、監理技術者) 及び専門技術者は、これを兼ねることができます。

(履行報告)

第11条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 発注者は、現場代理人がその職務 (主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。) の執行につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができます。

2 発注者又は監督員は、主任技術者又は監理技術者、専門技術者 (これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。) その他受注者が工事を施工するために使用し

ている下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前2項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2 受注者は、設計図書において監督員の検査 (確認を含む。以下この条において同じ。) を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けないで工事現場外に搬出してはならない。

5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 受注者は、前2項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

- 4 監督員は、受注者から第1項又は第2項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に7日以内に応じないため、その後の工事に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調合して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調合又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。
(支給材料及び貸与品)
- 第15条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たつては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であったかしがり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又

- は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となつた支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となつたときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。
(工事用地の確保等)
- 第16条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。
- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもつて管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となつた場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。
(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)
- 第17条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督員は、受注者が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。 (条件変更等) 第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。 (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。） (2) 設計図書に誤り又は脱漏があること。 (3) 設計図書の表示が明確でないこと。 (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。 (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。 4 前項の調査の結果において第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に定めるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。 (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。 (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。 (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われ

た場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第21条 受注者は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があつた場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第22条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期

を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

- 3 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となつたと認めたときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき発注者

と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行つた後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となつたときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となつたときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 7 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行つた日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとつた措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとつた場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当ないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第29条第1項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第53条第1項

の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。) のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。

ただし、その損害(第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。) のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は、協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。) 発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第53条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合には、その評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 発注者は、第8条、第15条、第17条から第22条まで、第25条から第27条まで、前条又は第33条の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第31条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査するこ

とができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合において、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 受注者は、前条第2項(同条第6項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 発注者は、第31条第4項又は第5項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもつて使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前金払及び中間前金払)

第34条(A) 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、

請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

- 3 受注者は、第1項の規定による前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。
 - 4 第2項の規定は、前項の場合について準用する。
 - 5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条までにおいて同じ。)の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
 - 6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6)を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。
 - 7 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて、著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
 - 8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。
- (注) ○の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。
- 第34条(B) 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があつたときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。
 - 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4から受領

済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者が協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(注) ○の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

(保証契約の変更)

第35条 受注者は、前条第〇項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

(注) ○の部分には、第34条(A)を使用する場合には5と、第34条(B)を使用する場合には3と記入する。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第36条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第37条 受注者は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に相応する請負代金相当額の10分の9以下の額について、次項

から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中〇回を超えることができない。

(注) ○の部分には、工期中4箇月に1回程度割合の回数を記入する。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による確認があつたときは、部分払を請求することができる。この場合において、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の請負代金相当額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

$$\text{部分払金の額} = \frac{\text{第1項の請負代金相当額} \times (9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})}{\text{前払金額} / \text{請負代金額}}$$

7 第5項の規定により部分払金の支払があつた後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「請負代金相当額」とあるのは、「請負代金相当額から既に部分払の対象となつた請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第31条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第5項及び第32条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これらの規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第32条第1項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する請負代金の額は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合は、発注者が定め、受注

者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金の額=指定部分に相応する請負代金の額×(1-前払金額/請負代金額)
(継続費等に係る契約の特則)

第39条 継続費又は債務負担行為（以下「継続費等」という。）に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（継続費等に係る契約の前金払〔及び中間前金払〕の特則）

第40条 継続費等に係る契約の前金払〔及び中間前金払〕については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、同条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金〔及び中間前払金〕の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金〔及び中間前払金〕を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項〔及び第3項〕の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金〔及び中間前払金〕の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金〔及び中間前払金〕を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相

当分〔及び中間前払金相当分〕（円以内）を含めて前払金〔及び中間前払金〕の支払を請求することができます。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、同項の規定により準用される第34条第1項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金〔及び中間前払金〕の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金〔及び中間前払金〕の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

（注）〔〕の部分は、第34条(B)を使用する場合には削除する。

（継続費等に係る契約の部分払の特則）

第41条 継続費等に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金〔及び中間前払金〕の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

（注）〔〕の部分は、第34条(B)を使用する場合には削除する。

(a) 部分払金の額≤請負代金相当額×9/10-(前会計年度までの支払金額-(請負代金相当額-前会計年度までの出来高予定額)×(当該会計年度前払金額+当該会計年度の中間前払金額)/当該会計年度の出来高予定額

(注) (a)は、中間前払金を選択した場合に使用する。

(b) 部分払金の額≤請負代金相当額×9/10-(前会計年度までの支払金額+当該会計年度の部分払金額)-(請負代金相当額-(前会計年度までの出来高予定額+出来高超過額))×当該会計年度前払金額/当該会計年度の出来高予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回

(第三者による代理受領)

第42条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第32条（第38条において準用する場合を含む。）又は第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する工事中止)

第43条 受注者は、発注者が第34条、第37条又は第38条において準用される第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは、工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第44条(A) 発注者は、工事目的物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分のかし（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について修補

又は損害賠償の請求を行うことのできる期間は10年とする。

5 発注者は、工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

6 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(注) (A)は、住宅の品質確保の促進等に関する法律

（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約の場合に使用することとする。

第44条(B) 発注者は、工事目的物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、かしが重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、第31条第4項又は第5項（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡しを受けた日から2年以内に行わなければならない。ただし、そのかしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 発注者は、工事目的物の引渡しの際にかしがあることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該かしの修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、受注者がそのかしがあることを知っていたときは、この限りでない。

4 発注者は、工事目的物が第1項のかしにより滅失又はき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。

5 第1項の規定は、工事目的物のかしが支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不適当であることを知りながらこれを通知しなかつたときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第45条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額とする。

(注) 〇の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

（注）〇の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

（公共工事履行保証証券による保証の請求）

第46条 第4条第1項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

（1）請負代金債権（前払金〔若しくは中間前払金〕、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）

（2）工事完成債務

（3）かし担保債務（受注者が施工して出来形部分のかしに係るものを除く。）

（4）解除権

（5）その他この契約に係る一切の権利及び義務（第28条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）

（注）〔 〕の部分は、第34条(B)を使用する場合には削除する。

3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。

4 第1項の規定による発注者の請求があつた場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権等）

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

（2）その責めに帰すべき事由により工期内に完成しな

いとき、又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかないと認められるとき。

（3）第10条第1項第2号に掲げる者を設置しなかつたとき。

（4）前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（5）第50条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（6）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかつたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われ

ているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて前項の違約金に充当することができる。

(注) 第3項は、第4条(A)を使用する場合に使用する。

第48条 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第65条又は第67条の規定による審決がなされ、当該審決が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条第1項の排除措置命令をし、その命令が同条第7項の規定により確定したとき。

(3) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第50条第1項の納付命令をし、その命令が同条第5項の規定により確定したとき。

(4) 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

第49条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第47条第1項及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第50条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の2分の1(工期の2分の1が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないと。

(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となつたとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第51条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となつた工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払

わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金〔又は中間前払金〕があつたときは、当該前払金〔及び中間前払金〕の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金〔又は中間前払金〕の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金〔及び中間前払金〕の額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第47条又は第48条の規定によるときにあつてはその余剰額に前払金〔又は中間前払金〕の支払の日から返還の日までの日数に応じ年〇パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあつてはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

(注) [] の部分は、第34条(B)を使用する場合には削除する。

○の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率を記入する。

4 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかつた部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

6 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件(下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、

受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第47条又は第48条の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

(損害賠償の予定)

第52条 受注者は、第48条第1項各号のいずれかに該当するときは、工事の完了の前後を問わず、又は発注者が解除するか否かを問わず、損害賠償金として、請負代金の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第1号から第3号までに該当する場合において、審決の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定による損害賠償金は、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であつた者又は構成員であつた者に請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であつた者及び構成員であつた者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた実際の損害金が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害金が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなつた場合においても、同様とする。

(火災保険等)

第53条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものと含む。以下この条において同じ。）に付きなければならない。

2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを持ちに発注者に提示しなければならない。

3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

(あつせん又は調停)

第54条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかつたときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関する発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による奈良県建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあつせん又は調停によりその解決を図る。

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者若しくは監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により受注者が決定を行つた後、若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行つた後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。

(仲裁)

第55条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(補則)

第56条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(備考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年奈良市条例第29号）第2条に規定する契約に該当する場合は、この契約を仮契約書とし、その末尾に次の1条を加える。

(本契約の確定)

第57条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定による議会の同意議決があつたとき（又は同法第179条第1項の規定による専決処分をしたとき）に、この契約書と同一の条項により、本契約を締結したものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後の締結に係る契約から適用する。

（平成23年3月31日掲示済）

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第30号

奈良市保育の実施に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市保育の実施に関する条例施行規則（昭和62年奈良市規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表備考2中「4月初日現在の」を「初日の前日の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の奈良市保育の実施に関する条例施行規則別表の規定は、平成23年4月1日以後の保育料から適用し、同年3月分までの保育料については、なお従前の例による。

（平成23年3月31日掲示済）

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。